

## 森林吸収源対策等を推進するための税財源の確保

政策提言先 農林水産省、林野庁

### 政策提言の要旨

森林吸収源対策は、先の京都議定書において、我が国に設定された温室効果ガス排出量の削減目標値6パーセントのうち、3.8パーセントまでの有効性が認められた、国内で最も有効な地球温暖化対策です。

2012年にドーハで開催されたCOP18において採択された京都議定書第2約束期間には、我が国は参加しないことになっていますが、世界各国が新たなスキームで地球温暖化対策に取り組むこととされた2020年までは、我が国独自の対策により最大限の努力を進めることとなっています。

福島原発事故に起因する安全性への懸念から、定期点検により停止し、再稼働が不透明な原子力発電を代替するため、火力発電が増加しており、CO<sub>2</sub>排出量の増加が懸念されています。

現在、電力の固定価格買取制度を軸に、再生可能エネルギーの導入が進められていますが、地球温暖化防止のためには、こうした排出抑制対策に取り組むとともに、温室効果ガスのうち、最も影響の大きいCO<sub>2</sub>については、森林整備による吸収源対策を併せて行うことで、最大の効果を早急に上げることが求められています。

このため、間伐等、森林の適切な整備による森林吸収源対策に要する安定的な財源を確保していただきますよう提言します。

### 【政策提言の具体的内容】

平成24年度税制改正において、化石燃料を課税ベースとする石油石炭税への税率の上乗せにより制度化された「地球温暖化対策のための税」は、その使途がエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制対策に限定されています。

一方、森林吸収源対策は、化石燃料が排出したCO<sub>2</sub>を削減するための最も有効な取り組みであり、我が国が参加しないこととなった京都議定書の第2約束期間においても、国際的に合意されたルールに沿って、森林吸収量の算入上限値3.5パーセントの確保を目指すこととされています。

適切な整備により成長力が旺盛な森林を育成することは、CO<sub>2</sub>吸収量を増加させるとともに、木質バイオマス資源の充実につながり、将来的には、再生可能エネルギーとしての利用により、化石燃料の排出抑制にも資するものです。

このため、税の使途に、森林吸収源対策等を新たに盛り込み、間伐の推進、作業道や林業機械等の基盤整備を推進するための財源が安定的に確保されるよう提言します。

### 【政策提言の理由】

森林整備による吸収源対策は、化石燃料由来のCO<sub>2</sub>の吸収・固定に資する取組であり、「地球温暖化対策のための税」の趣旨に馴染むものです。

平成24年度の税制改正大綱では、平成25年度以降の地球温暖化対策の策定の検討の中で、国全体としての森林吸収源対策の財源確保を検討することが盛り込まれ、また、「消費税の一部改正法」の中でも、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討することが盛り込まれています。

本県をはじめ、豊富な森林資源を有する各自治体においては、これまで森林整備による吸収源対策を進めており、今後も国の財源を活用し、計画的に事業を実施するため、安定した財源措置が必要となっています。

【高知県担当課室】 林業振興・環境部 林業環境政策課